

東京都犯罪被害者等支援条例（令和二年第四十号議案）新旧対照表（抄）

修正案	原案
<p>東京都犯罪被害者等支援条例</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十条）</p> <p>第二章 基本的な施策（第十一条―第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条及び第二条（原案のとおり）</p> <p>（基本理念）</p> <p>第三条 全て犯罪被害者等は、日本国憲法における基本的人権の尊重の理念に基づき、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。</p> <p>2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者が受けた被害の特性及び原因、犯罪被害者等の心身の発達段階、二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次的被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。</p> <p>3 及び 4（原案のとおり）</p> <p>第四条から第七条まで（原案のとおり）</p> <p>（支援計画）</p> <p>第八条（原案のとおり）</p> <p>2（原案のとおり）</p> <p>3 知事は、支援計画を定めようとするときは、あらかじめ、東京都犯罪被害者等支援協議会の意見を聴くほか、都民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 及び 5（原案のとおり）</p>	<p>東京都犯罪被害者等支援条例</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十条）</p> <p>第二章 基本的な施策（第十一条―第二十二條）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条及び第二条（略）</p> <p>（基本理念）</p> <p>第三条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。</p> <p>2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者が受けた被害の特性及び原因、二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次的被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。</p> <p>3 及び 4（略）</p> <p>第四条から第七条まで（略）</p> <p>（支援計画）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 知事は、支援計画を定めようとするときは、あらかじめ都民等の意見を聴くものとする。</p> <p>4 及び 5（略）</p>

第九条及び第十条（原案のとおり）

第二章 基本的な施策

第十一条から第十三条まで（原案のとおり）

（居住の安定等）

第十四条 都は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに再被害及び二次的被害を防止するため、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第二条第一号に規定する東京都営住宅への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十五条から第十八条まで（原案のとおり）

（都民の理解の増進）

第十九条 都は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次的被害が生じることのないよう配慮することの重要性について都民の理解を深めるため、広報、教育、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二十条から第二十二條まで（原案のとおり）

（東京都犯罪被害者等支援協議会）

第二十三条 支援計画の策定、犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況その他犯罪被害者等支援の推進に関する事項を調査審議するため、知事の附属機関として、東京都犯罪被害者等支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、学識経験者、犯罪被害者等、民間支援団体の職員その他適当と認める者のうちから、知事が委嘱する委員三十人以内をもつて組織する。

3 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 協議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

5 会長は、協議会を招集し、会務を総理する。

6 協議会は毎年一回以上開催し、調査審議の結果を知事に報告するものとする。

第九条及び第十条（略）

第二章 基本的な施策

第十一条から第十三条まで（略）

（居住の安定等）

第十四条 都は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに再被害及び二次的被害を防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十五条から第十八条まで（略）

（都民の理解の増進）

第十九条 都は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次的被害が生じることのないよう配慮することの重要性について都民の理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二十条から第二十二條まで（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

7 前各項で定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

(実施状況の報告等)

第二十四条 知事は、毎年、前条第六項に基づき報告を踏まえ、都が実施した犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況を東京都議会に報告するとともに、公表するものとする。

(新設)

(新設)